

由利本荘市では不育症治療やそれに伴う検査治療を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成します。

■対象者 下記の3項目全て該当される方

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚を含む)で、生殖医療専門医により不育症治療が必要であると認められた方
- (2) 申請日において、夫婦の双方又は一方が市内に住所を有し、かつ申請日以降も引き続き在住している方
- (3) 申請日において、他自治体から同様の助成を受けていない方

■対象となる医療費

生殖医療専門医が必要と認めた不育症の検査・治療にかかる治療費
※健康保険適用分・自費診療分、いずれの医療費も助成対象となります
※入院時の食事療養費・差額ベッド代・文書料等は助成対象とはなりません

■助成内容

1年度※あたり上限 15万円(夫婦の合計) (※1年度とは4月1日から翌年3月31日まで)

■申請手続き、注意事項

申請期限:治療を受けた日の属する年度末(3月31日)まで【期限厳守】

申請場所:こども家庭センター こども家庭班

※治療終了後は、高額療養費や付加(附加)給付金が支給されるか、ご加入の健康保険に直接確認し、その額が決定してから申請してください。高額療養費や付加(附加)給付金、他の法令等に基づく給付がある場合は、その額を控除した額を助成いたします。

※3月31日までの申請が間に合わない場合は、必ずこども家庭センターへご連絡ください。

■必要書類

- (1) 不育症治療費助成事業申請書(様式第3号)
- (2) 不育症治療・検査受診等証明書(様式第3号-1)
- (3) 夫婦の住所を確認する住民票
※続柄、事実婚の場合は「夫(未届)、妻(未届)」の記載があるもの
※夫婦の住所が別の場合は、それぞれの住民票に加えて戸籍謄本も添付してください(事実婚を除く)。
- (4) 薬局発行の領収書(院外処方がある方のみ)
- (5) 治療を受けた方の医療保険の資格情報がわかるもの、いずれか1つ。
◇医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
◇マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ※個人番号カードの写しを添付しないでください。
- (6) 限度額適用認定証の情報がわかるもの、いずれか1つ(所持している方のみ)。
◇限度額適用認定証の写し
◇適用区分が記載された「資格確認書」
※マイナ保険証による受診をした場合は、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がなく、書類添付の必要はありません。マイナ保険証を利用していない場合で、「限度額適用認定証」または適用区分が記載された「資格確認書」を取得している場合は添付してください。
- (7) 高額療養費、付加(附加)給付金の決定額が確認できる書類(該当の方のみ)

※(1)・(2)についてはホームページ上からもダウンロードできます。



※郵送申請もできます。必要書類を封筒に入れて、下記送付先にお送りください。

【問合せ先・申請書の送付先】 〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1番地(本荘保健センター内)

由利本荘市 こども家庭センター こども家庭班 TEL0184-24-6318